（適用区分）

第二条　新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「次回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

（今次の改定案に関する特例）

第三条　第三条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「選挙区画定審議会法」という。）第二条の規定による今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（次項において単に「選挙区」という。）の数は、附則別表で定める数とする。

2　新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならない。

一　各選挙区の人口は、人口（官報で公示された平成二十二年の国勢調査の結果による確定した人口をいう。以下この項において同じ。）の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の二倍未満であること。

二　選挙区の改定案の作成は、第二条の規定による改正前の公職選挙法（以下この号において「旧公職選挙法」という。）別表第一に掲げる選挙区のうち次に掲げるものについてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各選挙区の人口の均衡を図り（イに掲げる選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ　前号の都道府県の区域内の選挙区

ロ　附則別表に掲げる都道府県の区域内の選挙区の数が、旧公職選挙法別表第一における都道府県の区域内の選挙区の数より減少することとなる都道府県の区域内の選挙区

ハ　前号の基準に適合しない選挙区

ニ　ハに掲げる選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区

3　新選挙区画定審議会法第四条第一項の規定にかかわらず、新選挙区画定審議会法第二条の規定による今次の改定案の勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

4　政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則別表（附則第三条関係）

都道府県	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数
北海道	十二
青森県	四
岩手県	四
宮城県	六
秋田県	三
山形県	三
福島県	五
茨城県	七
栃木県	五
群馬県	五
埼玉県	十五
千葉県	十三
東京都	二十五
神奈川県	十八
新潟県	六
富山県	三
石川県	三
福井県	二
山梨県	二
長野県	五
岐阜県	五
静岡県	八
愛知県	十五
三重県	四
滋賀県	四
京都府	六
大阪府	十九
兵庫県	十二
奈良県	三
和歌山県	四
鳥取県	二
島根県	二
岡山県	五
広島県	七
山口県	四
徳島県	二
香川県	三
愛媛県	四
高知県	二
福岡県	十一
佐賀県	二
長崎県	四
熊本県	五
大分県	三
宮崎県	三
鹿児島県	五
沖縄県	四

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務大臣　樽床　伸二

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十六号

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第三条第一項中「俸給の」を「退職の日におけるその者の俸給の」に、「以下同じ」を「以下「退職日俸給月額」という」に改め、同条第二項中「よらず」の下に「、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、国家公務員法第七十八条第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十二条第一号から第三号まで又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十一条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。